



拝啓 昨二十日夜十時頃私田守宅へ（私は目下
 表記の要に入院中）本日午前十時学位を授典
 するうら出頭しろと云ふ布通知が巻つてさ
 うであります。田守宅のものには今朝電話で
 主人は病氣で出頭しうわさ旨を布告へして
 置いとくと申してまかり病院へ来と申しました。
 学位授典と申すと二三日前の新軍で承知し
 り通り持士会で小生を持士に推薦されしに
 就て、持士の称号を小生に授典にならう
 と存じます。然るに小生は今日迄「」の夏

四月十一日

坤三五五

藤山石齋

学位拒絶の問題が大部分ハ々同敷ぢつ々所
 学位を興へやうとせし人々の量足が好意に
 出せらるゝと云ふ事は勿論の事である
 とは、世人の一般に各處と異なつてあ
 ると云ふと云ふに推薦し人々の好意
 に由りてあると云ふ事、多分あるが
 新理いと論ずるは餘りに早代である
 然れども押し責をすゝまうと云ふは押し責
 をせよと云ふに似て、早代は出来ぬ
 学位を興へるは余令であるところ、是れ



の文に人の違ふをうけたる理由はあらずし
 吾位柄に好著のありて独り自ら言ふ事
 者らあると云ふ事は即ちのみに察する能
 き事はある事なり
 禁ノザリとしる事柄の取柄に主たる事
 けりくよいと云ふ事は深く先きの決定を
 取捨せば夫れ済むる事あり
 物事の例にある事あり
 今頃と自ら考へる事あり

坤三四

拝啓学位辞退の儀は既に候合後の申出に
 可、了故、小生の希望通り取計ひのねる旨の
 申込書を領し再意の申込を致します。
 小生は学位授典の申込書に接し、この故に、
 辞退の儀を申し出で、このであります。夫より
 以新に又辞退する刃おもた、又辞退する能
 かもないも、りと申考へに、ちう丸を希定取
 し、未す学位令の解釈上、学位は辞退しおべし
 との判断を下すんき候地あるを、おぼしめさる。

瀨田山房

うきを志す中にも、一國の修治し給ふと之を以て
る文印大臣に就し、少佐は不情の命を授けしより、
はしむるにす。

夫即右大臣が文印大臣の意を以て少佐を其の位に
つとむるに、少佐は己を以てぬるとするも、少佐は其位に
の所新上、少佐の意を以て進つて、少佐は其位に
了すを以て其位にす。

是故に少佐は日下新上にあつたが、少佐は其位に
了すを以て其位にす、少佐の意を以て進つて、少佐は其位に
了すを以て其位にす、少佐の意を以て進つて、少佐は其位に

左大臣は少佐の意を以て進つて、少佐は其位に
了すを以て其位にす、少佐の意を以て進つて、少佐は其位に
了すを以て其位にす、少佐の意を以て進つて、少佐は其位に

了すを以て其位にす。

了すを以て其位にす。

坤二四〇

博士号一六

二月二十日午前十時学位授典可相成
候条通常服着用同時刻迄三御出
頭相成度此段及御通知候也

明治四十四年二月二十日

文部省専門学務局長福原録三郎



夏目金之助殿

追テ當日お差支ニテ出頭難相成候

文部省

ハ、代人お差支の事お念下候也

牛込区早稲田南所
 自友同金之助殿





文

部

省

復啓二月廿一日付リ

學位授共ノ儀申辭

退相成度趣申申出

相成多事己ニ書

令濟ニ付令更

清辭退ニ途ニ無

之ノ間清了ニ事反

大臣ノ命ニ依リ別紙

學位記申返付

寄此段申進候

敬具

甲子十二月

中門学務局長

福原謙二印

夏目金之助殿

志区早稻田南所七番地

夏目金之助殿

親展

五三六

坤三四D

文部省専門学務局長
福原鎌二郎

文部省專門學務局第一號

學位辭退、件ニ付四月十三日付御書面、趣了承致候
候、貴下、御意思ニ相背候段遺憾ニハ候、トモ右
學位令ノ解釋上辭退ノ途無之モト省議決定致候
次第ニ付不得已義ト御承知相成度尚學位記ハ更ニ
御返戻相成候處辭令書ヲ受領セラルルト否トニ拘ラ
ズ發令後、今日ニ於テ貴下ハ已ニ文學博士ノ學位ヲ
有セラルルモノト認ムルノ外無之候就テハ學位記ハ更ニ御
送付可致候、候得共再應御返戻相成候コト致御
送付ノ義ハ此際見合庸局ニ於テ保管致置候間御
承知相成度右大臣命ニ依リ重テ申進候也

文部省

明治四十四年四月十九日

文部省專門學務局長福原錄二郎



夏目金之助殿

復員金立
 財庫
 込
 昇
 箱
 田
 南
 所



坤三四〇

文

部

省